

令和 7 年矢巾町議会定例会 1 月会議目次

議案目次	1
------------	---

第 1 号 (1 月 6 日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 会	7
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○会議期間の決定	1 0
○請願・陳情	1 0

6 請願第 3 号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願

○議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	1 0
○議案第 2 号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について	1 2
○発議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	1 4
○議案第 3 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 8 号）について	1 6
○議案第 4 号 令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	1 6
○議案第 5 号 令和 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につい	

て	1 6
○議案第 6 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 4 号）について	1 6
○議案第 7 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について	1 6
○散 会	2 3
○署 名	2 5

議 案 目 次

令和 7 年矢巾町議会定例会 1 月会議

1. 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
2. 議案第 2 号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
3. 発議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
4. 議案第 3 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 8 号）について
5. 議案第 4 号 令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
6. 議案第 5 号 令和 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
7. 議案第 6 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
8. 議案第 7 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

令和 7 年矢巾町議会定例会 1 月会議議事日程（第 1 号）

令和 7 年 1 月 6 日（月）午前 1 0 時 0 0 分開議

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 会議期間の決定

第 4 請願・陳情

6 請願第 3 号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」

の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願

第 5 議案第 1 号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 2 号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

第 7 発議案第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 3 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 8 号）について

第 9 議案第 4 号 令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

第 10 議案第 5 号 令和 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

第 11 議案第 6 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 4 号）について

第 12 議案第 7 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17 名）

1 番 高 橋 恵 議員

2 番 高 橋 敬 太 議員

3 番 横 澤 駿 一 議員

4 番 ササキマサヒロ 議員

5 番 吉 田 喜 博 議員
 7 番 齊 藤 勝 浩 議員
 1 0 番 小笠原 佳 子 議員
 1 2 番 高 橋 安 子 議員
 1 4 番 村 松 信 一 議員
 1 6 番 赤 丸 秀 雄 議員
 1 8 番 廣 田 清 実 議員

6 番 藤 原 信 悦 議員
 8 番 小 川 文 子 議員
 1 1 番 山 本 好 章 議員
 1 3 番 水 本 淳 一 議員
 1 5 番 昆 秀 一 議員
 1 7 番 谷 上 知 子 議員

欠席議員（１名）

9 番 木 村 豊 議員

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高 橋 昌 造 君
 政策推進監 兼 未来戦略 課 長 吉 岡 律 司 君
 企画財政課長 花 立 孝 美 君
 町民環境課長 田中館 和 昭 君
 健康長寿課長 田 口 征 寛 君
 産業観光課長 村 井 秀 吉 君
 農業委員会 事務局 長 細 越 一 美 君
 会計管理者 兼 出納室長 佐々木 美 香 君
 学校教育課長 兼 学校給食 共同調理場所 長 高 橋 雅 明 君
 代表監査委員 高 橋 憲 康 君

副 町 長 岩 渕 和 弘 君
 総務課長 田 村 英 典 君
 税務課長 佐々木 智 雄 君
 福祉課長 野 中 伸 悦 君
 こども家庭 課 長 村 松 徹 君
 道路住宅課長 水 沼 秀 之 君
 上下水道課長 浅 沼 亨 君
 教 育 長 菊 池 広 親 君
 文化スポーツ 課 長 高 橋 保 君
 農業委員会 会 長 佐 藤 俊 孝 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君

主 任 主 事 渋 田 稀 結 君

議会事務局長
補 佐

千 葉 欣 江 君

午前 10 時 00 分 開会

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、9 番、木村豊議員は、都合により欠席する旨の報告がありました。

○議長（廣田清実議員） 年頭に当たり、挨拶を申し上げます。

（議長 廣田清実議員 登壇）

○議長（廣田清実議員） 皆さん、新年明けましておめでとうございます。正月中は、本当に天気がよくて穏やかに過ごされたことと思います。そして、矢巾町長ほか、町当局及び議員各位におかれましては、大きな夢と希望を持って令和7年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

本年は、令和6年度から始まった矢巾町第8次総合計画に基づき、まちづくりの2年目を迎えようとする年であります。議会といたしましても、矢巾町第8次総合計画策定調査特別委員会を立ち上げ、策定の段階からその策定に関わってきたこともあり、今後の計画の推進についても検討しながら、町当局に対し提言することで総合計画の目標達成に寄与してまいります。

また、昨年9月に議会のあり方調査検討特別委員会を立ち上げ、議会議員の成り手不足対策についても検討を進めているところであります。地方公共団体の意思決定機関として、議会に課された責務は重く、民意を反映した意思決定ができる議会として議員活動の環境整備に向け議論を深めていく所存であります。

町民の声に真摯に耳を傾け、町議会と町当局が是々非々の活発に議論することで、町民の幸せの構築に寄与してまいりたいと考えております。

結びになりますが、昨年は1月1日に発生いたしました能登半島地震により、元旦からその甚大なる被害に驚かされたことは記憶に新しいところであり、被災した方々にお見舞いを申し上げます。改めて、今年1年が災害もなく、町民の皆様が幸せを感じることができる年であり、併せて本日参会の皆様のご健勝をお祈りいたし、矢巾町議会初会議での挨拶といたします。

○議長（廣田清実議員） 次に、高橋町長よりご挨拶をいただきます。高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 皆さん、改めて新年明けましておめでとうございます。どうぞ今年もよろしくお願いいたします。

ただいま廣田議長さんからは、昨年の子日の能登半島地震のお話があったのですが、実は昨日やはぱ一くにおきましては、矢巾町交通指導隊の皆さん方の初点検、そして駅前で矢巾町消防団の出初め式、本当にそういった中で、実は地元和味で昨日は火災がございまして、本当に皆さん方には、いろいろとご心配やらご迷惑をおかけいたしましたところでありまふ。特にも今日は、議員の中から昨日の火災に当たったの消防活動にご尽力をいただいた。または、交通、もう本当に盛岡和賀線、13号線のあれで交通整理、これも議員さん、本日ご出席いただいている方々から、本当に陰に陽にお支えいただいたことに改めて皆さん方に感謝申し上げます。本当に昨日は、そういったことで本町の最初の災害が地元の和味であったということで、本当に残念なことではありますが、ひとつ皆さん方にもそういったことで、改めて本年は、防災、減災、そして国土強靱化、この3本柱にしっかりと取り組んでいかなければならないという強い決意をいたしましたところでございまして。

それで実は、今日議員さん方にぜひお話をさせていただきたいのは、昨年の12月19日に議員さん方が、高校生、大学生と、そして議員さん方をつなぐ会を開催をなされたと。それから、次の日の20日には青森大学の佐藤先生をお迎えして、いろいろ対話する議会、そして議員を目指してと。

先ほど議長さんからもお話があったのですが、その中で議員の成り手不足の問題についてもいろいろと、この研修会の中で勉強なされたということでございまして、いずれ議会におきましても、そういう高校生、大学生または講師の先生をお迎えして、いろんなことに積極的に取り組んでおられること、私らも今後そういったことをしっかりと受け止めて、当局でもそういうことを議員さん方の思いを、また意を体して今後しっかりと取り組んでまいりたいなと、こう思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それで、いわゆる第8次の総合計画、今年の4月からは2年目を迎えるわけでございまして、そういった中で、今後の町政運営に当たりましては、まず町民の皆様方に寄り添いながら、そしてコミュニティのさらなる活性化と、そして共に創り上げる共創による町民本位のまちづくりを念頭にこれからも、そして議員の皆さん方からご頂戴いたしましたご提言を大切にしながら、また先ほどもお話し申し上げたとおり、意を体してしっかりと取り組んでまいりますので、改めて廣田議長さんをはじめ議員の皆様方におかれましても、今後とも大所高

所の立場からご指導、ご助言賜りますことをよろしくお願いをいたします。

結びになりますが、町民の皆さん方は、この一年、先ほどもお話がありましたが、今年は巳年、成長、そして豊穰の年、ぜひそういうふうな年にしたいと思いますし、また町民の皆さん方お一人一人にとってご健勝でご多幸でありますこと、そして議会におきましては廣田議長さんはじめ議員の皆さん方が、この一年議会の立場としてご活躍されますことを心から念願申し上げまして、私の新年の挨拶に代えさせていただきます。どうぞこの一年間よろしくをお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） ただいまから令和7年矢巾町議会定例会を開会いたします。

これより1月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

1 番 高 橋 恵 議員

2 番 高 橋 敬 太 議員

3 番 横 澤 駿 一 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、令和6年12月26日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12月26日までの355日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月26日までの355日間と決定いたしました。

日程第3 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第3、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日開催の1月会議の会議期間は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、1月会議の期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第4 請願・陳情

6 請願第3号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願

○議長（廣田清実議員） 日程第4、請願・陳情を議題といたします。

令和6年12月26日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。6 請願第3号 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願については、会議規則第92条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、6 請願第3号については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第5 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第5、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾

町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和6年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、これに基づき国が一般職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、本町の一般職の職員及び特定任期付職員の給料等について所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。国家公務員の給与改定に準じ、本町の一般職の職員及び企業職員の給料月額を若年層に重点を置き、平均で4.7%、期末手当の支給月数を年間2.4か月分から2.5か月分、勤勉手当の支給月数を年間2.05か月分から2.1か月分にそれぞれ引き上げるほか、特定任期付職員の給料月額を1万2,000円から最大で1万6,000円、期末手当の支給月数を年間3.4か月分から3.45か月分にそれぞれ引き上げるものであります。

また、寒冷地手当の支給額につきましては、世帯等の区分により増額し、840円から最大2,000円までそれぞれ引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に

関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長(廣田清実議員) 日程第6、議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和6年8月に人事院が国家公務員の給与改定に関する勧告を行い、これに基づき国が特別職の国家公務員の給与に関する法律を改正することを踏まえ、本町の特別職の期末手当に関し、所要の改正を行うものであります。

その改正内容であります。国家公務員の給与改定に準じ、本町の特別職の期末手当の支給月数を年間3.4か月分から3.45月分に引き上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田清実議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番(昆 秀一議員) 矢巾町特別職報酬等審議会条例というものがございすけれども、今回この審議会は開かれたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長(廣田清実議員) 田村総務課長。

○総務課長(田村英典君) お答えいたします。

今回は、審議会は開かれておりません。人事院勧告、国家公務員の給与引上げに伴いまし

て、同様の引上げという形ですので、今回は審議会の議案に当たらずということで今回開いてございません。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） この審議会の第2条では、町長は議会の議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとなっておりますけれども、第5条で審議会は町長が招集するとなっておりますけれども、なぜ招集されなかったのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

基本的に議員報酬、それから特別職の報酬につきまして、独自に報酬の変更あるいは内容を協議する場というふうに理解してございますので、今回の特別職の報酬の引上げにつきましては、従来どおり人事院勧告に倣ってという形でございますので、それに当たらないという判断の下、今回招集しなかったということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第7、発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみといたします。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明を求めます。

村松信一議員。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和6年8月の人事院勧告に基づき国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正を踏まえ、議会の議員の期末手当に関し所要の改正をするものであります。

その改正内容であります、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、本町の議会の議員の期末手当の支給月数を年間3.4か月分から3.45か月分に引き上げる改定を行うものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

昆秀一議員。

（15番 昆 秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、昆秀一でございます。私は、発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について反対し、討論いたします。

本発議案は、簡単に言えば矢巾町議会議員の期末手当、いわゆるボーナスを引き上げる目

的の議案であります。このことは、町民のどれだけの方が知っていて、なおかつ賛成するでしょうか。まずは、町民にこのことを知らせる、そして幅広い町民の理解を得ることが重要であると思います。

それから、今回の期末手当アップは、人事院勧告によるものということですが、だからといって本議会の議員の期末手当を人事院勧告に慣例的に全て従う必要はないということです。議員自らの期末手当を議員自らが議決することには矛盾を感じざるを得ないのであります。

一般職の給料であれば、労働三権が制約されている代わりに第三者機関である人事院の勧告に従うのは当然のこととして理解できるのですが、議員までもが一般職に合わせて引き上げる必要はありませんし、自動的に連動して引き上げるものではありません。だからこそ議員提案として自ら発議されているのですが、引上げの理由とはなり得ません。

また、議員報酬は、一般職の生活給とは性格が違うということも忘れてはなりません。言うまでもなく議員報酬の原資は、町民の皆様に納めていただいた貴重な血税であります。今物価も上昇するなど経済状況を踏まえると、町民が苦しんでいる中でボーナスを引き上げることを町民はどう思うのでしょうか。私は、町民の理解が得られるとはとても思えません。今は議員こそ我慢するべきです。

それだけの予算があるのであれば、今はもっと町民へのサービスの向上などに充てるべきです。そんな町民のことさえ考えられない議会ならば議会は不要です。

さらには、これから議員報酬を特別委員会で審議しようとしています。それは、町民の理解を得なければならないものです。

また、本町には矢巾町特別職報酬等審議会条例というものがあります。この条例には、第2条に、町長は議会の議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするとなっていて、聞くことができるではありません。このことをどう解釈されるのでしょうか。私は、聞くものとするというのは、聞かなければならないものと同様と解釈します。ですから、この審議会から意見を聞かないのであれば、明らかな条例違反に当たると考えます。

以上のことから、発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について反対するものであります。

議員各位の賢明なる判断を賜りますようお願いして、私の反対討論といたします。

○議長（廣田清実議員） 賛成討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 他に反対討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第3号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)につ
いて

日程第 9 議案第4号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予
算(第3号)について

日程第10 議案第5号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算
(第2号)について

日程第11 議案第6号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算(第4号)
について

日程第12 議案第7号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第3号)
について

○議長(廣田清実議員) お諮りいたします。

日程第8、議案第3号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算(第8号)について、日程第
9、議案第4号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、
日程第10、議案第5号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につい
て、日程第11、議案第6号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算(第4号)について、
日程第12、議案第7号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第3号)について、こ
の5議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括上程したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第 8、議案第 3 号から日程第 12、議案第 7 号までの 5 議案については、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました 5 会計の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

最初に、議案第 3 号 令和 6 年度矢巾町一般会計補正予算（第 8 号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、18 款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、1 款議会費の議員報酬と 2 款総務費の人事・服務管理事業及び各款の一般職の職員給与費を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,729 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 131 億 2,055 万 6,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 4 号 令和 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、6 款繰入金の事務費等繰入金及び財政調整基金繰入金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、1 款総務費の国民健康保険税徴収事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 1,143 万 9,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 5 号 令和 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、8 款繰入金の事務費等繰入金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、1 款総務費の介護保険一般管理事業及び認定調査事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 3,667 万 7,000 円とするものであります。

続きまして、議案第 6 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 4 号）について提

案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の第1款水道事業費用の営業費用を128万3,000円増額補正して、総額を7億6,974万5,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の第1款資本的支出の建設改良費を95万8,000円増額補正して、総額を7億5,711万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第7号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用を3万7,000円増額補正して、総額を7億9,135万4,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を36万7,000円増額補正して、総額を4億3,977万3,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 議案第3号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の詳細についてご説明いたします。

5ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正です。追加となります。事項は、学校給食調理等業務委託、期間は令和7年度から令和9年度まで、限度額は2億4,029万3,000円となります。学校給食共同調理場での給食調理等を委託しますが、3年間の契約としたいことから債務負担行為の補正を行うものです。

13ページにお進み願います。歳入補正の説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。歳入。18款繰入金、2項基金繰入金5,729万4,000円、財政調整基金の繰入金の増5,729万4,000円によりまして、財政調整基金の残高は9億890万5,000円となります。

続きまして、歳出補正の説明をさせていただきます。17ページにお進み願います。今回の歳出補正は、全て人事院勧告に基づく人件費の調整でありまして、科目といたしましては、議員手当等、特別職給与費、これは手当等ですけれども、一般職給与費、会計年度任用職員手当及び社会保険料に伴う補正となります。よって、説明に当たりましては、款、項、項の補正額のみお伝えいたします。

歳出。1款議会費、1項議会費105万9,000円。

2 款総務費、1 項総務管理費、18ページのほうにお願いいたします。18ページに参りまして、項の合計は376万円となります。

同じく 2 項徴税費516万3,000円。

同じく 3 項戸籍住民基本台帳費106万8,000円。

19ページに参りまして、同じく 4 項選挙費49万3,000円の減。

同じく 5 項統計調査費42万2,000円。

同じく 6 項監査委員費103万5,000円の減。

3 款民生費、1 項社会福祉費、20ページに参りまして、項の合計は131万4,000円の減。

なお、国民健康保険事業特別会計繰出金及び介護保険事業特別会計繰出金がありますが、それぞれの特別会計におきましても、給与費等の補正があることから、事務費等の分として繰出金の増額補正を行っております。

同じく 2 項児童福祉費、21ページに参りまして、項の合計は1,682万5,000円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費904万2,000円。

同じく 2 項環境衛生費、22ページに参りまして、項の合計は364万9,000円。

5 款労働費、1 項労働諸費70万2,000円。

6 款農林水産業費、1 項農業費213万9,000円。

23ページに参りまして、7 款商工費、1 項商工費142万9,000円。

8 款土木費、1 項土木管理費29万5,000円。

同じく 2 項道路橋梁費208万円。

同じく 4 項都市計画費299万1,000円。

24ページに参りまして、同じく 5 項住宅費87万6,000円。

9 款消防費、1 項消防費479万4,000円。

10款教育費、1 項教育総務費、25ページに参りまして、項の合計は17万9,000円。

同じく 2 項小学校費24万3,000円。

同じく 3 項中学校費53万6,000円。

同じく 4 項社会教育費、26ページに参りまして、項の合計は207万9,000円。

同じく 5 項保健体育費44万5,000円。

以上で、議案第3号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） 議案第4号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正は、一般会計と同じく人事院勧告に基づく人件費の調整であり、会計年度任用職員の手当、社会保険料に係る補正となっております。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。11ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順でご説明いたします。

2、歳入。6款繰入金、1項一般会計繰入金、項の補正額4万9,000円の増となります。

続きまして、2項基金繰入金、項の補正額3万9,000円の増となります。

歳出の職員手当等の増に伴いまして、それぞれ増額するものとなります。

続いて、15ページをお開き願います。3、歳出。1款総務費、2項徴税費、項の補正額8万8,000円の増となります。会計年度任用職員の手当、社会保険料を増額するものとなります。

以上をもちまして、議案第4号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田口健康長寿課長。

○健康長寿課長（田口征寛君） 議案第5号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

今回の補正は、一般会計と同じく人事院勧告に基づく人件費の調整であり、会計年度任用職員の手当、社会保険料に係る補正となっております。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。11ページをお開き願います。款、項、項の補正額の順でご説明いたします。

2、歳入。8款繰入金、1項一般会計繰入金、項の補正額1万2,000円の増となります。歳出の職員手当等の増に伴いまして増額するものとなります。

続いて、15ページをお開き願います。3、歳出。1款総務費、1項総務管理費、項の補正額6,000円の増となります。

3項介護認定審査会費、項の補正額6,000円の増となります。会計年度任用職員の手当、社会保険料を増額するものとなります。

続きまして、3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、項の補正額はございません。会計年度任用職員の手当の増に伴いまして、項内で調整するものとなります。

以上をもちまして、議案第5号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼 亨君） では、議案第 6 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 4 号）の詳細についてご説明いたします。

なお、詳細は補正予算明細書で行いますので、6 ページをお開き願います。令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第 4 号）を、款、項及び詳細を説明いたします。

収益的収入及び支出の支出ですが、1 款水道事業費用、補正予定額は 128 万 3,000 円、1 項営業費用同額です。内訳は、総係費における給料、手当、法定福利費であります。

続きまして、資本的収入及び支出の支出ですが、1 款資本的支出、補正予定額は 95 万 8,000 円、1 項建設改良費同額です。内訳は、第 3 次拡張事業費における給料、手当であります。

以上で議案第 6 号 令和 6 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 4 号）の詳細説明を終わります。

引き続きまして、議案第 7 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 3 号）の詳細についてご説明いたします。

なお、詳細は補正予算明細書で行いますので、6 ページをお開き願います。令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第 3 号）を款、項及び詳細を説明いたします。

収益的収入及び支出の支出ですが、1 款公共下水道事業費用、補正予定額は 3 万 7,000 円、1 項営業費用同額です。内訳は、総係費における手当及び法定福利費であります。

続きまして、資本的収入及び支出の支出ですが、1 款公共下水道資本的支出、補正予定額は 36 万 7,000 円。1 項建設改良費同額です。内訳は、管渠建設改良費における給料及び手当であります。

以上で議案第 7 号 令和 6 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 3 号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。日程第 8、議案第 3 号から日程第 12、議案第 7 号までの補正予算 5 議案については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

それでは、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第3号 令和6年度矢巾町一般会計補正予算（第8号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和6年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和6年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和6年度矢巾町水道事業会計補正予算（第4号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和6年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田清実議員） 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもって令和7年矢巾町議会定例会1月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前10時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員